主

本件各抗告を棄却する。

理 由

申立人A及び同Bの本件抗告申立書(標題は「特別上告状」)には、原決定に不服である旨の記載があるにとどまり、具体的な抗告理由の記載がなく、抗告提起期間内に理由書の提出もない。また、記録によれば、申立人Cは、原決定の名宛人ではないから、同人からの本件抗告申立てについては、その対象となるべき裁判が存在しない。したがって、本件各抗告の申立てはいずれも不適法である。

よって、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成七年七月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	千	種	秀	夫
裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	太隹
裁判官	大	野	正	男
裁判官	尾	崎	行	信